

労働者協同組合法等の一部を改正する法律案 新旧対照表

○労働者協同組合法（令和二年法律第七十八号）〔抄〕（第一条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>労働者協同組合法</p> <p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条）</p> <p>第二章 労働者協同組合</p> <p>第一節 通則（第二条―第六条）</p> <p>第二節 事業（第七条・第八条）</p> <p>第三節 組合員（第九条―第二十一条）</p> <p>第四節 設立（第二十二条―第二十八条）</p> <p>第五節 管理</p> <p>第一款 定款等（第二十九条―第三十一条）</p> <p>第二款 役員等（第三十二条―第五十条）</p> <p>第三款 決算関係書類等の監査等（第五十一条―第五十三条）</p> <p>第四款 組合員監査会（第五十四条―第五十七条）</p> <p>第五款 総会等（第五十八条―第七十一条）</p> <p>第六款 出資一口の金額の減少（第七十二条―第七十四条）</p> <p>第七款 計算（第七十五条―第七十九条）</p> <p>第六節 解散及び清算並びに合併（第八十条―第九十四条）</p>	<p>労働者協同組合法</p> <p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条）</p> <p>第二章 労働者協同組合</p> <p>第一節 通則（第二条―第六条）</p> <p>第二節 事業（第七条・第八条）</p> <p>第三節 組合員（第九条―第二十一条）</p> <p>第四節 設立（第二十二条―第二十八条）</p> <p>第五節 管理</p> <p>第一款 定款等（第二十九条―第三十一条）</p> <p>第二款 役員等（第三十二条―第五十条）</p> <p>第三款 決算関係書類等の監査等（第五十一条―第五十三条）</p> <p>第四款 組合員監査会（第五十四条―第五十七条）</p> <p>第五款 総会等（第五十八条―第七十一条）</p> <p>第六款 出資一口の金額の減少（第七十二条―第七十四条）</p> <p>第七款 計算（第七十五条―第七十九条）</p> <p>第六節 解散及び清算並びに合併（第八十条―第九十四条）</p>

第二章の二 特定労働者協同組合（第九十四条の二―第九十四条の十九）

第三章 労働者協同組合連合会（第九十五条―第二百二十三条）

第四章 雑則（第二百二十四条―第三百三十二条）

第五章 罰則（第三百三十二条の二―第三百三十七条）

附則

（基本原理その他の基準及び運営の原則）

第三条 〔略〕

2と5 〔略〕

6 組合は、次に掲げる団体に該当しないものでなければならない。

一 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第二号に掲げる暴力団をいう。

次号及び第九十四条の四第四号において同じ。）

二 暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。

以下この号において同じ。）若しくは暴力団の構成員でなくなつた日から五年を経過しない者（第三十五条第五号及び第九十四条の四において「暴力団の構成員等」という。）の統制の下にある団体

（役員の資格）

〔新設〕

第三章 労働者協同組合連合会（第九十五条―第二百二十三条）

第四章 雑則（第二百二十四条―第三百三十二条）

第五章 罰則（第三百三十三条―第三百三十七条）

附則

（基本原理その他の基準及び運営の原則）

第三条 〔略〕

2と5 〔略〕

6 組合は、次に掲げる団体に該当しないものでなければならない。

一 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第二号に掲げる暴力団をいう。

次号において同じ。）

二 暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。

以下この号において同じ。）若しくは暴力団の構成員でなくなつた日から五年を経過しない者（第三十五条第五号において「暴力団の構成員等」という。）の統制の下にある団体

（役員の資格）

第三十五条 次に掲げる者は、役員となることができない。

一・二 〔略〕

三 この法律、会社法若しくは一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）の規定若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定（同法第三十二条の三第七項及び第三十二条の十一第一項の規定を除く。）第九十四条の四第一号ロにおいて同じ。）に違反し、又は民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）第二百五十五条、第二百五十六条、第二百五十八条から第二百六十条まで若しくは第二百六十二条の罪若しくは破産法（平成十六年法律第七十五号）第二百六十五条、第二百六十六条、第二百六十八条から第二百七十二号まで若しくは第二百七十四条の罪若しくは刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の二、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律（大正十五年法律第六十号）の罪を犯し、刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者

四・五 〔略〕

（代表理事）

第四十二条 理事会は、理事の中から組合を代表する理事（以下こ

第三十五条 次に掲げる者は、役員となることができない。

一・二 〔略〕

三 この法律、会社法若しくは一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）の規定若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定（同法第三十二条の三第七項及び第三十二条の十一第一項の規定を除く。）に違反し、又は民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）第二百五十五条、第二百五十六条、第二百五十八条から第二百六十条まで若しくは第二百六十二条の罪若しくは破産法（平成十六年法律第七十五号）第二百六十五条、第二百六十六条、第二百六十八条から第二百七十二号まで若しくは第二百七十四条の罪若しくは刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の二、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律（大正十五年法律第六十号）の罪を犯し、刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者

四・五 〔略〕

（代表理事）

第四十二条 理事会は、理事の中から組合を代表する理事（以下こ

の章及び次章において「代表理事」という。）を選定しなければならない。

2～5 [略]

第二章の二 特定労働者協同組合

(認定)

第九十四条の二 組合は、次条各号に掲げる基準に適合する組合であることについての行政庁の認定を受けることができる。

(認定の基準)

第九十四条の三 行政庁は、前条の認定の申請をした組合が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、当該組合について同条の認定をするものとする。

- 一 その定款に剰余金の配当を行わない旨の定めがあること。
- 二 その定款に解散した場合において組合員に対しその出資額を限度として分配した後の残余財産が国若しくは地方公共団体又は他の特定労働者協同組合（前条の認定を受けた組合をいう。以下同じ。）に帰属する旨の定めがあること。
- 三 前二号の定款の定めを反する行為（前二号及び次号に掲げる基準の全てに該当していた期間において、剰余金の配当又は残

の条及び第四十五条第五項において「代表理事」という。）を選定しなければならない。

2～5 [略]

[章新設]

余財産の分配若しくは引渡し以外の方法（合併による資産の移転を含む。）により特定の個人又は団体に特別の利益を与えることを含む。）を行うことを決定し、又は行ったことがないこと。

四 各理事（清算人を含む。以下この号において同じ。）について、当該理事及び当該理事の配偶者又は三親等以内の親族その他の当該理事と厚生労働省令で定める特殊の関係のある者である理事の合計数の理事の総数のうちに占める割合が、三分の一以下であること。

（欠格事由）

第九十四条の四 前条の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する組合は、第九十四条の二の認定を受けることができない。

一 その役員のうち、次のいずれかに該当する者があるもの

イ 特定労働者協同組合が第九十四条の十九第一項又は第二項の規定により第九十四条の二の認定を取り消された場合において、その取消の原因となった事実があった日以前一年内に当該特定労働者協同組合の業務を行う理事であった者でその取消の日から二年を経過しないもの

ロ この法律若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に違反し、又は刑法第二百四十四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の二、第二百二十二条若しくは第二

百四十七条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者

ハ 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者

ニ 暴力団の構成員等

二 第九十四条の十九第一項又は第二項の規定により第九十四条の二の認定を取り消され、その取消しの日から二年を経過しないもの

三 その定款の内容が法令又は法令に基づく行政庁の処分に違反しているもの

四 次のいずれかに該当するもの

イ 暴力団

ロ 暴力団又は暴力団の構成員等の統制の下にあるもの

(認定の申請)

第九十四条の五 第九十四条の二の認定の申請は、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を行政庁に提出してしなければならない。

一 名称及び代表理事の氏名

二 事業を行う都道府県の区域及び事務所の所在場所

2| 前項の申請書には、定款その他厚生労働省令で定める書類を添付しなければならない。

(認定に関する意見聴取)

第九十四条の六 行政庁は、第九十四条の二の認定をしようとするときは、第九十四条の四第一号二及び第四号に規定する事由の有無について、警視総監又は道府県警察本部長の意見を聴くことができる。

(名称の使用制限)

第九十四条の七 特定労働者協同組合でない者は、その名称中に、特定労働者協同組合であると誤認されるおそれのある文字を用いてはならない。

(認定の公示)

第九十四条の八 行政庁は、第九十四条の二の認定をしたときは、厚生労働省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。

(変更の認定)

第九十四条の九 特定労働者協同組合は、主たる事務所の所在場所

の変更をしようとするときは、行政庁の認定を受けなければならない。ただし、厚生労働省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

2| 前項の変更の認定を受けようとする特定労働者協同組合は、厚生労働省令で定めるところにより、変更に係る事項を記載した申請書を行政庁に提出しなければならない。

3| 前項の申請書には、厚生労働省令で定める書類を添付しなければならない。

4| 第九十四条の三及び第九十四条の四（第二号を除く。）の規定は第一項の変更の認定について、前条の規定は同項の変更の認定をしたときについて、それぞれ準用する。

5| 第二項の申請書は、変更前の行政庁を経由して変更後の行政庁に提出しなければならない。

6| 第一項の変更の認定をしたときは、変更後の行政庁は、厚生労働省令で定めるところにより、遅滞なく、変更前の行政庁から事務の引継ぎを受けなければならない。

（変更の届出）

第九十四条の十 特定労働者協同組合は、名称又は代表理事の氏名の変更（合併に伴うものを除く。）があつたときは、厚生労働省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を行政庁に届け出なけ

ればならない。

2| 行政庁は、前項の規定による届出があったときは、厚生労働省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。

(監事の選任等の特例)

第九十四条の十一 特定労働者協同組合は、監事のうち一人以上は、第三十二条第五項各号に掲げる要件のいずれにも該当する者でなければならず。

2| 前章第五節第四款の規定は、特定労働者協同組合については、適用しない。

(報酬規程等の作成、備置き及び閲覧等)

第九十四条の十二 特定労働者協同組合は、毎事業年度初めの三月以内に、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる書類を作成しなければならない。

一 前事業年度の特定労働者協同組合の事業に従事する者に対する報酬及び給与の支給に関する規程

二 前事業年度の役員名簿（役員の氏名及び住所を記載した名簿をいう。第六項及び第九十四条の十四において同じ。）

三 前二号に掲げるもののほか、厚生労働省令で定める書類

2| 前項各号に掲げる書類（以下「報酬規程等」という。）は、電磁

的記録をもって作成することができる。

3 特定労働者協同組合は、報酬規程等を作成した時から五年間、当該報酬規程等をその主たる事務所に備え置かなければならない。

4 特定労働者協同組合は、報酬規程等を作成した時から三年間、当該報酬規程等の写しをその従たる事務所に備え置かなければならない。ただし、当該報酬規程等が電磁的記録をもって作成されている場合であつて、従たる事務所における次項第二号に掲げる請求に応じることを可能とするための措置として厚生労働省令で定めるものをとつていときは、この限りでない。

5 何人も、特定労働者協同組合に対して、その業務取扱時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。この場合においては、特定労働者協同組合は、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

一 報酬規程等、定款、貸借対照表又は損益計算書が書面をもつて作成されているときは、当該書面又は当該書面の写しの閲覧の請求

二 報酬規程等、定款、貸借対照表又は損益計算書が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を厚生労働省令で定める方法により表示したものの閲覧の請求

6| 前項の規定にかかわらず、特定労働者協同組合は、役員名簿について同項の請求があつた場合には、これに記載され、又は記録された事項中、個人の住所に係る記載又は記録の部分を除外して、同項の閲覧をさせることができる。

(報酬規程等の提出)

第九十四条の十三 特定労働者協同組合は、厚生労働省令で定めるところにより、毎事業年度一回、報酬規程等を行政庁に提出しなければならない。ただし、前条第一項第一号に掲げる書類については、既に行政庁に提出されている当該書類の内容に変更がない場合は、この限りでない。

(報酬規程等、貸借対照表等の公開)

第九十四条の十四 行政庁は、特定労働者協同組合から提出を受けた報酬規程等、貸借対照表若しくは損益計算書(過去五年間に提出を受けたものに限る。)又は定款について閲覧又は謄写の請求があつたときは、厚生労働省令で定めるところにより、これらの書類(役員名簿については、これに記載された事項中、個人の住所に係る記載の部分を除いたもの)を閲覧させ、又は謄写させなければならない。

(剰余金の配当の禁止等)

第九十四条の十五 特定労働者協同組合は、剰余金の配当をしてはならない。

2| 第三条第二項(第五号に係る部分に限る。)、第七十七条及び第七十八条の規定は、特定労働者協同組合については、適用しない。

(合併の公示)

第九十四条の十六 行政庁は、特定労働者協同組合を全部又は一部の当事者とする合併について第九十一条の規定による届出があつたときは、厚生労働省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。

(残余財産の分配等)

第九十四条の十七 特定労働者協同組合の清算人は、特定労働者協同組合の債務を弁済してなお残余財産があるときは、これを組合員に対し、出資口数に応じて分配しなければならない。

2| 前項の規定により組合員に分配することができる金額は、その出資額を限度とする。

3| 第一項の規定による分配の結果なお残余財産がある場合は、その財産は、次条第一項の規定による行政庁に対する清算結了の届出の時に、定款で定めるところにより、国若しくは地方公

4 共同体又は他の特定労働者協同組合に帰属する。

4 第一項及び前項の規定により処分されない財産は、国庫に帰属する。

(清算終了の届出等)

第九十四条の十八 特定労働者協同組合の清算人は、清算が終了したときは、遅滞なく、その旨を行政庁に届け出なければならない。

2 行政庁は、特定労働者協同組合から第八十条第三項又は前項の規定による届出があったときは、厚生労働省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。

(認定の取消し)

第九十四条の十九 行政庁は、特定労働者協同組合が次のいずれかに該当するときは、第九十四条の二の認定を取り消さなければならない。

一 第九十四条の四各号(第二号を除く。)のいずれかに該当するに至ったとき。

二 偽りその他不正の手段により第九十四条の二の認定又は第九十四条の九第一項の変更の認定を受けたとき。

三 第九十四条の十五第一項又は第九十四条の十七の規定を遵守していないとき。

四 正当な理由がなく、第二百二十七条第一項の規定による命令に従わないとき。

五 特定労働者協同組合から第九十四条の二の認定の取消しの申請があつたとき。

2| 行政庁は、特定労働者協同組合が次のいずれかに該当するときは、第九十四条の二の認定を取り消すことができる。

一 第九十四条の三各号に掲げる基準のいずれかに適合しなくなつたとき。

二 第九十四条の十一第一項、第九十四条の十二第一項若しくは第三項から第五項まで又は第九十四条の十三の規定を遵守していないとき。

三 前二号に掲げるもののほか、法令又は法令に基づく行政庁の処分に違反したとき。

3| 行政庁は、前二項の規定により第九十四条の二の認定を取り消したときは、厚生労働省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。

(意見聴取)

第二百二十八条 行政庁は、組合について第三条第六項各号に該当する疑い若しくは特定労働者協同組合について第九十四条の四第四号に該当する疑い又は組合若しくは連合会の役員若しくは清算人

(意見聴取)

第二百二十八条 行政庁は、組合について第三条第六項各号に該当する疑い又は組合若しくは連合会の役員若しくは清算人について第三十五条第五号(第九十四条第二項(第二百二十三条において準用

について第三十五条第五号（第九十四条第二項（第二百二十三条において準用する場合を含む。）又は第一百八条第一項において準用する場合を含む。次条において同じ。）に該当する疑い若しくは特定労働者協同組合の役員について第九十四条の四第一号二に該当する疑いがあると認めるときは、その理由を付して、行政庁が厚生労働大臣である場合にあつては警察庁長官、都道府県知事である場合にあつては警視総監又は道府県警察本部長（次条において「警察庁長官又は警察本部長」という。）の意見を聴くことができる。

（行政庁への意見）

第二百二十九条 警察庁長官又は警察本部長は、組合について第三条第六項各号に該当すると疑うに足りる相当な理由若しくは特定労働者協同組合について第九十四条の四第四号に該当すると疑うに足りる相当な理由又は組合若しくは連合会の役員若しくは清算人について第三十五条第五号に該当すると疑うに足りる相当な理由若しくは特定労働者協同組合の役員について第九十四条の四第一号二に該当すると疑うに足りる相当な理由があるため、行政庁が当該組合若しくは特定労働者協同組合又は連合会に対して適当な措置をとることが必要であると認めるときは、行政庁に対し、その旨の意見を述べることができる。

する場合を含む。）又は第一百八条第一項において準用する場合を含む。次条において同じ。）に該当する疑いがあると認めるときは、その理由を付して、行政庁が厚生労働大臣である場合にあつては警察庁長官、都道府県知事である場合にあつては警視総監又は道府県警察本部長（次条において「警察庁長官又は警察本部長」という。）の意見を聴くことができる。

（行政庁への意見）

第二百二十九条 警察庁長官又は警察本部長は、組合について第三条第六項各号に該当すると疑うに足りる相当な理由又は組合若しくは連合会の役員若しくは清算人について第三十五条第五号に該当すると疑うに足りる相当な理由があるため、行政庁が当該組合又は連合会に対して適当な措置をとることが必要であると認めるときは、行政庁に対し、その旨の意見を述べることができる。

第五章 罰則

第三百三十二条の二 偽りその他不正の手段により第九十四条の二の認定又は第九十四条の九第一項の変更の認定を受けた場合には、その違反行為をした者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第三百三十三条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第二十九条第六項（第一百一十一条第二項において準用する場合を含む。）において準用する会社法第九百五十五条第一項の規定に違反して、同項に規定する調査記録簿等に同項に規定する電子公告調査に関し法務省令で定めるものを記載せず、若しくは記録せず、若しくは虚偽の記載若しくは記録をし、又は調査記録簿等を保存しなかつたとき。

二 第二百二十五条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

三 第二百二十六条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。

四 第二百二十七条第一項又は第二項の規定による命令に違反した

第五章 罰則

〔新設〕

第三百三十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第二十九条第六項（第一百一十一条第二項において準用する場合を含む。）において準用する会社法第九百五十五条第一項の規定に違反して、同項に規定する調査記録簿等に同項に規定する電子公告調査に関し法務省令で定めるものを記載せず、若しくは記録せず、若しくは虚偽の記載若しくは記録をし、又は調査記録簿等を保存しなかつた者

二 第二百二十五条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

三 第二百二十六条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

四 第二百二十七条第一項又は第二項の規定による命令に違反した

とき。

第三百三十四条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第三百三十六条 次に掲げる場合には、組合又は連合会の発起人、役員又は清算人は、二十万円以下の過料に処する。

一・二 〔略〕

三 第十条（第二百二条において準用する場合を含む。）の規定、第三十一条第一項（同条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）若しくは第二項（これらの規定を第百十三条において準用する場合を含む。）の規定、第五十一条第一項（第百十八条第二項において準用する場合を含む。）の規定、第五十一条第二項若しくは第十項（これらの規定を第九十四条第二項（第百二十三条において準用する場合を含む。）又は第百十八条第二項において準用する場合を含む。）の規定、第五十一条第十一項（第百十八条第二項において準用する場合を含む。）の規定、第五十一条第十二項（第九十四条第二項（第百二十三条において準用する場合を含む。）又は第百十八条第二項において準用する場合を含む。））

者

第三百三十四条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同条の罰金刑を科する。

第三百三十六条 次に掲げる場合には、組合又は連合会の発起人、役員又は清算人は、二十万円以下の過料に処する。

一・二 〔略〕

三 第十条（第二百二条において準用する場合を含む。）の規定、第三十一条第一項（同条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）若しくは第二項（これらの規定を第百十三条において準用する場合を含む。）の規定、第五十一条第一項（第百十八条第二項において準用する場合を含む。）の規定、第五十一条第二項若しくは第十項（これらの規定を第九十四条第二項（第百二十三条において準用する場合を含む。）又は第百十八条第二項において準用する場合を含む。）の規定、第五十一条第十一項（第百十八条第二項において準用する場合を含む。）の規定、第五十一条第十二項（第九十四条第二項（第百二十三条において準用する場合を含む。）又は第百十八条第二項において準用する場合を含む。））

場合を含む。)の規定、第七十二条(第二十條において準用する場合を含む。)の規定、第八十六条第一項若しくは第二項、第八十七条第一項、第二項若しくは第八項から第十項まで、第八十八条第一項若しくは第二項若しくは第八十九条第六項から第八項まで(これらの規定を第二百二十三条において準用する場合を含む。)の規定又は第九十四条の十二第一項若しくは第三項から第五項までの規定に違反して、書類若しくは電磁的記録を備え置かず、書類若しくは電磁的記録に記載し、若しくは記録すべき事項を記載せず、若しくは記録せず、若しくは虚偽の記載若しくは記録をし、又は正当な理由がないのに書類若しくは電磁的記録に記載された事項を厚生労働省令で定める方法により表示したものの閲覧若しくは謄写若しくは書類の謄本若しくは抄本の交付、電磁的記録に記載された事項を電磁的方法により提供すること若しくはその事項を記載した書面の交付を拒んだとき。

四・五 [略]

六 第二十七条(第十條において準用する場合を含む。)の規定、第三十三條(第十八條第一項において準用する場合を含む。)の規定、第六十三條第三項(第十九條第五項において準用する場合を含む。)の規定、第八十條第三項の規定、第八十二條第三項若しくは第九十一條(これらの規定を第二百二十三条にお

場合を含む。)の規定、第七十二条(第二十條において準用する場合を含む。)の規定又は第八十六条第一項若しくは第二項、第八十七条第一項、第二項若しくは第八項から第十項まで、第八十八条第一項若しくは第二項若しくは第八十九条第六項から第八項まで(これらの規定を第二百二十三条において準用する場合を含む。)の規定に違反して、書類若しくは電磁的記録を備え置かず、書類若しくは電磁的記録に記載し、若しくは記録すべき事項を記載せず、若しくは記録せず、若しくは虚偽の記載若しくは記録をし、又は正当な理由がないのに書類若しくは電磁的記録に記載された事項を厚生労働省令で定める方法により表示したものの閲覧若しくは謄写若しくは書類の謄本若しくは抄本の交付、電磁的記録に記載された事項を電磁的方法により提供すること若しくはその事項を記載した書面の交付を拒んだとき。

四・五 [略]

六 第二十七条(第十條において準用する場合を含む。)の規定、第三十三條(第十八條第一項において準用する場合を含む。)の規定、第六十三條第三項(第十九條第五項において準用する場合を含む。)の規定、第八十條第三項の規定、第八十二條第三項若しくは第九十一條(これらの規定を第二百二十三条にお

て準用する場合を含む。)の規定又は第九十四条の十第一項若しくは第二百二十二条第三項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

七 〔略〕

八 第三十二条第五項(第八十九条第五項(第二百二十三条において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。)の規定又は第九十四条の十一第一項の規定に違反して、第三十二条第五項又は第九十四条の十一第一項に規定する者に該当する者を監事に選任しなかつたとき。

九 九 二十五 〔略〕

二十六 第九十四条の十三の規定に違反して、報酬規程等を提出せず、又はこれに虚偽の記載をして提出したとき。

二十七 第九十四条の十五第一項の規定に違反して剰余金の配当をしたとき。

二十八 第九十四条の十七の規定に違反して残余財産を処分したとき。

二十九・三十 〔略〕

2 〔略〕

第三百三十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の過料に処する。

て準用する場合を含む。)の規定又は第二百二十二条第三項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

七 〔略〕

八 第三十二条第五項(第八十九条第五項(第二百二十三条において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。)の規定に違反して、第三十二条第五項に規定する者に該当する者を監事に選任しなかつたとき。

九 九 二十五 〔略〕

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

二十六・二十七 〔略〕

2 〔略〕

第三百三十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の過料に処する。

一・二 [略]

三 第九十四条の七の規定に違反して、特定労働者協同組合であると誤認されるおそれのある文字をその名称中に用いた者

四 [略]

附則

(組織変更後組合が合併をした場合に関する読替え等)

第二十六条 [略]

(組織変更後組合が第九十四条の二の認定を受ける場合等の特例)

第二十六条の二 組織変更後組合に係る第九十四条の三の規定の適用については、同条第二号中「において」とあるのは、「において残余財産(附則第十八条第一項第二号の特定残余財産を除く。)を」とする。

2 特定労働者協同組合である組織変更後組合に係る第九十四条の九第四項、第九十四条の十七第一項、第九十四条の十九第一項及び第二項並びに第三百三十六条第一項並びに附則第十八条第二項及び第二十五条の規定の適用については、第九十四条の九第四項中「第九十四条の三」とあるのは「附則第二十六条の二第一項の規定により読み替えて適用する第九十四条の三」と、第九十四条の

一・二 [略]

[新設]

三 [略]

附則

(組織変更後組合が合併をした場合に関する読替え等)

第二十六条 [略]

[新設]

十七第一項中「残余財産」とあるのは「残余財産（附則第十八条第一項第二号の特定残余財産を除く。第三項において同じ。）」と、第九十四条の十九第一項第三号中「第九十四条の十七」とあるのは「附則第二十六条の二第二項の規定により読み替えて適用する第九十四条の十七」と、同条第二項第一号中「第九十四条の三各号」とあるのは「附則第二十六条の二第一項の規定により読み替えて適用する第九十四条の三各号」と、第百三十六条第一項第二十八号中「第九十四条の十七」とあるのは「附則第二十六条の二第二項の規定により読み替えて適用する第九十四条の十七」と、附則第十八条第二項中「特定非営利活動法人その他特定非営利活動促進法第十一条第三項各号」とあるのは「特定非営利活動促進法第十条第三項第一号」と、附則第二十五条中「第三十二条」とあるのは「第三十二条、第三十二条の三」とする。

○地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）〔抄〕（第二条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（法人の事業税の非課税所得等の範囲）</p> <p>第七十二条の五 道府県は、次に掲げる法人の事業の所得又は収入金額で収益事業に係るもの以外のものに対しては、事業税を課することができない。</p> <p>一 〔略〕</p> <p>二 日本赤十字社、医療法人（医療法第四十二条の二第一項に規定する社会医療法人に限る。）、商工会議所及び日本商工会議所、商工会及び商工会連合会、中央労働災害防止協会及び労働災害防止協会、船員災害防止協会、公益社団法人及び公益財団法人、一般社団法人（非営利型法人（法人税法第二条第九号の二に規定する非営利型法人をいう。以下この号において同じ。）に該当するものに限る。）及び一般財団法人（非営利型法人に該当するものに限る。）、社会福祉法人、更生保護法人、宗教法人、学校法人及び私立学校法第六十四条第四項の法人、職業訓練法人、中央職業能力開発協会及び都道府県職業能力開発協会並びに労働者協同組合（労働者協同組合法（令和二年法律第七十八号）第九十四条の三第二号に規定する特定労働者協同組合に限る。）</p> <p>三〇十一 〔略〕</p>	<p>（法人の事業税の非課税所得等の範囲）</p> <p>第七十二条の五 道府県は、次に掲げる法人の事業の所得又は収入金額で収益事業に係るもの以外のものに対しては、事業税を課することができない。</p> <p>一 〔略〕</p> <p>二 日本赤十字社、医療法人（医療法第四十二条の二第一項に規定する社会医療法人に限る。）、商工会議所及び日本商工会議所、商工会及び商工会連合会、中央労働災害防止協会及び労働災害防止協会、船員災害防止協会、公益社団法人及び公益財団法人、一般社団法人（非営利型法人（法人税法第二条第九号の二に規定する非営利型法人をいう。以下この号において同じ。）に該当するものに限る。）及び一般財団法人（非営利型法人に該当するものに限る。）、社会福祉法人、更生保護法人、宗教法人、学校法人及び私立学校法第六十四条第四項の法人、職業訓練法人並びに中央職業能力開発協会及び都道府県職業能力開発協会</p> <p>三〇十一 〔略〕</p>

2
～
4

〔略〕

2
～
4

〔略〕

改正案	現行
<p>（割引債の差益金額に係る源泉徴収等の特例）</p> <p>第四十一条の十二の二 内国法人（一般社団法人及び一般財団法人（公益社団法人及び公益財団法人を除く。）、労働者協同組合、所得税法第二条第一項第八号に規定する人格のない社団等並びに法人税法以外の法律によつて法人税法第二条第六号に規定する公益法人等とみなされているもので政令で定めるものに限る。以下この条において同じ。）又は外国法人は、割引債の償還（買入消却及び第六項第一号ハに規定する分離利子公社債（第一号において「分離利子公社債」という。）に係る利子の支払を含む。同項において同じ。）により平成二十八年一月一日以後に支払を受けるべき次に掲げる償還金（外国法人にあつては、第一号に掲げる償還金に限る。）に係る差益金額について所得税を納める義務があるものとし、その差益金額に対し百分の十五の税率を適用して所得税を課する。</p> <p>一・二 〔略〕</p> <p>2 〵 14 〔略〕</p> <p>第一節 中小企業者等の法人税率の特例</p>	<p>（割引債の差益金額に係る源泉徴収等の特例）</p> <p>第四十一条の十二の二 内国法人（一般社団法人及び一般財団法人（公益社団法人及び公益財団法人を除く。）、所得税法第二条第一項第八号に規定する人格のない社団等並びに法人税法以外の法律によつて法人税法第二条第六号に規定する公益法人等とみなされているもので政令で定めるものに限る。以下この条において同じ。）又は外国法人は、割引債の償還（買入消却及び第六項第一号ハに規定する分離利子公社債（第一号において「分離利子公社債」という。）に係る利子の支払を含む。同項において同じ。）により平成二十八年一月一日以後に支払を受けるべき次に掲げる償還金（外国法人にあつては、第一号に掲げる償還金に限る。）に係る差益金額について所得税を納める義務があるものとし、その差益金額に対し百分の十五の税率を適用して所得税を課する。</p> <p>一・二 〔略〕</p> <p>2 〵 14 〔略〕</p> <p>第一節 中小企業者等の法人税率の特例</p>

第四十二条の三の二 次の表の第一欄に掲げる法人又は人格のない
 社団等（普通法人のうち各事業年度終了の時にいて法人税法第
 六十六条第五項各号若しくは第四百四十三条第五項各号に掲げる法
 人、同法第六十六条第六項に規定する大通算法人又は次条第十九
 項第八号に規定する適用除外事業者（以下この項において「適用
 除外事業者」という。）に該当するもの（通算法人である普通法人
 の各事業年度終了の日において当該普通法人との間に通算完全支
 配関係がある他の通算法人のうちいずれかの法人が適用除外事業
 者に該当する場合における当該普通法人を含む。）を除く。）の平
 成二十四年四月一日から令和五年三月三十一日までの間に開始す
 る各事業年度の所得に係る同法その他法人税に関する法令の規定
 の適用については、同欄に掲げる法人又は人格のない社団等の区
 分に同じ同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる税率
 は、同表の第四欄に掲げる税率とする。

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
一 〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕
二 一般社団法人等 （法人税法別表第 二に掲げる一般社 団法人、一般財団	法人税法第六 十六条第二項	百分の十九	百分の十五

第四十二条の三の二 次の表の第一欄に掲げる法人又は人格のない
 社団等（普通法人のうち各事業年度終了の時にいて法人税法第
 六十六条第五項各号若しくは第四百四十三条第五項各号に掲げる法
 人、同法第六十六条第六項に規定する大通算法人又は次条第十九
 項第八号に規定する適用除外事業者（以下この項において「適用
 除外事業者」という。）に該当するもの（通算法人である普通法人
 の各事業年度終了の日において当該普通法人との間に通算完全支
 配関係がある他の通算法人のうちいずれかの法人が適用除外事業
 者に該当する場合における当該普通法人を含む。）を除く。）の平
 成二十四年四月一日から令和五年三月三十一日までの間に開始す
 る各事業年度の所得に係る同法その他法人税に関する法令の規定
 の適用については、同欄に掲げる法人又は人格のない社団等の区
 分に同じ同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる税率
 は、同表の第四欄に掲げる税率とする。

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
一 〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕
二 一般社団法人等 （法人税法別表第 二に掲げる一般社 団法人及び一般財	法人税法第六 十六条第二項	百分の十九	百分の十五

2 ～ 6 〔略〕	三・四 〔略〕	法人及び労働者協 同組合並びに公益 社団法人及び公益 財団法人をいう。 又は同法以外の法 律によつて公益法 人等とみなされて いるもので政令で 定めるもの
	〔略〕	
	〔略〕	
	〔略〕	

2 ～ 6 〔略〕	三・四 〔略〕	団法人並びに公益 社団法人及び公益 財団法人をいう。 又は同法以外の法 律によつて公益法 人等とみなされて いるもので政令で 定めるもの
	〔略〕	
	〔略〕	
	〔略〕	

改正案	現行
<p>（完全子法人株式等に係る配当等の課税の特例）</p> <p>第七百七十七条 第七條第一項第四号（課税所得の範囲）、第七百七十四条（内国法人に係る所得税の課税標準）及び第七百七十五条（内国法人に係る所得税の税率）の規定は、内国法人（一般社団法人及び一般財団法人（公益社団法人及び公益財団法人を除く。）、労働者協同組合、人格のない社団等並びに法人税法以外の法律によつて法人税法第二条第六号（定義）に規定する公益法人等とみなされているもので政令で定めるもの（次項において「一般社団法人等」という。）を除く。以下この条において同じ。）が支払を受ける当該内国法人の同法第二十三条第五項（受取配当等の益金不算入）に規定する完全子法人株式等に該当する株式等（同条第一項に規定する株式等をいい、当該内国法人が自己の名義をもつて有するものに限る。次項において同じ。）に係る第二十四条第一項（配当所得）に規定する配当等については、適用しない。</p> <p>2 〔略〕</p> <p>（支払調書及び支払通知書）</p> <p>第二百二十五条 次の各号に掲げる者は、財務省令で定めるところ</p>	<p>（完全子法人株式等に係る配当等の課税の特例）</p> <p>第七百七十七条 第七條第一項第四号（課税所得の範囲）、第七百七十四条（内国法人に係る所得税の課税標準）及び第七百七十五条（内国法人に係る所得税の税率）の規定は、内国法人（一般社団法人及び一般財団法人（公益社団法人及び公益財団法人を除く。）、人格のない社団等並びに法人税法以外の法律によつて法人税法第二条第六号（定義）に規定する公益法人等とみなされているもので政令で定めるもの（次項において「一般社団法人等」という。）を除く。以下この条において同じ。）が支払を受ける当該内国法人の同法第二十三条第五項（受取配当等の益金不算入）に規定する完全子法人株式等に該当する株式等（同条第一項に規定する株式等をいい、当該内国法人が自己の名義をもつて有するものに限る。次項において同じ。）に係る第二十四条第一項（配当所得）に規定する配当等については、適用しない。</p> <p>2 〔略〕</p> <p>（支払調書及び支払通知書）</p> <p>第二百二十五条 次の各号に掲げる者は、財務省令で定めるところ</p>

により、当該各号に規定する支払（第十号及び第十一号に規定する交付並びに第十三号に規定する差金等決済を含む。）に関する調書を、その支払（当該交付及び当該差金等決済を含む。）の確定した日（第一号又は第八号に規定する支払に関する調書のうち無記名の公社債の利子又は無記名の貸付信託、公社債投資信託若しくは公募公社債等運用投資信託の受益証券に係る収益の分配に関するもの及び第二号又は第八号に規定する支払に関する調書のうち無記名株式等の剰余金の配当（第二十四条第一項（配当所得）に規定する剰余金の配当をいう。）又は無記名の投資信託（公社債投資信託及び公募公社債等運用投資信託を除く。）若しくは特定受益証券発行信託の受益証券に係る収益の分配に関するものについては、その支払をした日。以下この項において同じ。）の属する年の翌年一月三十一日まで（第二号に規定する支払に関する調書並びに第八号に規定する支払に関する調書のうち第二号に規定する配当等及び第六十一条第一項第四号（国内源泉所得）に掲げる国内源泉所得に関するものについてはその支払の確定した日から一月以内とし、第十四号に規定する支払に関する調書についてはその支払の確定した日の属する月の翌月末日までとする。）に、税務署長に提出しなければならない。

一〇十 〔略〕

十一 恒久的施設を有しない非居住者、内国法人（一般社団法人

により、当該各号に規定する支払（第十号及び第十一号に規定する交付並びに第十三号に規定する差金等決済を含む。）に関する調書を、その支払（当該交付及び当該差金等決済を含む。）の確定した日（第一号又は第八号に規定する支払に関する調書のうち無記名の公社債の利子又は無記名の貸付信託、公社債投資信託若しくは公募公社債等運用投資信託の受益証券に係る収益の分配に関するもの及び第二号又は第八号に規定する支払に関する調書のうち無記名株式等の剰余金の配当（第二十四条第一項（配当所得）に規定する剰余金の配当をいう。）又は無記名の投資信託（公社債投資信託及び公募公社債等運用投資信託を除く。）若しくは特定受益証券発行信託の受益証券に係る収益の分配に関するものについては、その支払をした日。以下この項において同じ。）の属する年の翌年一月三十一日まで（第二号に規定する支払に関する調書並びに第八号に規定する支払に関する調書のうち第二号に規定する配当等及び第六十一条第一項第四号（国内源泉所得）に掲げる国内源泉所得に関するものについてはその支払の確定した日から一月以内とし、第十四号に規定する支払に関する調書についてはその支払の確定した日の属する月の翌月末日までとする。）に、税務署長に提出しなければならない。

一〇十 〔略〕

十一 恒久的施設を有しない非居住者、内国法人（一般社団法人

及び一般財団法人（公益社団法人及び公益財団法人を除く。）
労働者協同組合、人格のない社団等並びに法人税法以外の法律
によつて法人税法第二条第六号（定義）に規定する公益法人等
とみなされているもので政令で定めるものに限る。）又は外国法
人に対し国内において第二百二十四条の三第四項に規定する償
還金等のうち政令で定めるものの交付をする同項に規定する交
付をする者

十二〜十四 〔略〕

2〜4 〔略〕

及び一般財団法人（公益社団法人及び公益財団法人を除く。）、
人格のない社団等並びに法人税法以外の法律によつて法人税法
第二条第六号（定義）に規定する公益法人等とみなされている
もので政令で定めるものに限る。）又は外国法人に対し国内にお
いて第二百二十四条の三第四項に規定する償還金等のうち政令
で定めるものの交付をする同項に規定する交付をする者

十二〜十四 〔略〕

2〜4 〔略〕

○法人税法（昭和四十年法律第三十四号）〔抄〕（第五条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（寄附金の損金不算入） 第三十七条 〔略〕</p> <p>2・3 〔略〕</p> <p>4 第一項の場合において、同項に規定する寄附金の額のうちに、 公共法人、公益法人等（別表第二に掲げる一般社団法人、一般財団法人及び労働者協同組合を除く。以下この項及び次項において同じ。）その他特別の法律により設立された法人のうち、教育又は科学の振興、文化の向上、社会福祉への貢献その他公益の増進に著しく寄与するものとして政令で定めるものに対する当該法人の主たる目的である業務に関連する寄附金（出資に関する業務に充てられることが明らかなもの及び前項各号に規定する寄附金に該当するものを除く。）の額があるときは、当該寄附金の額の合計額（当該合計額が当該事業年度終了の時の資本金の額及び資本準備金の額の合計額若しくは出資金の額又は当該事業年度の所得の金額を基礎として政令で定めるところにより計算した金額を超える場合には、当該計算した金額に相当する金額）は、第一項に規定する寄附金の額の合計額に算入しない。ただし、公益法人等が支出した寄附金の額については、この限りでない。</p>	<p>（寄附金の損金不算入） 第三十七条 〔略〕</p> <p>2・3 〔略〕</p> <p>4 第一項の場合において、同項に規定する寄附金の額のうちに、 公共法人、公益法人等（別表第二に掲げる一般社団法人及び一般財団法人を除く。以下この項及び次項において同じ。）その他特別の法律により設立された法人のうち、教育又は科学の振興、文化の向上、社会福祉への貢献その他公益の増進に著しく寄与するものとして政令で定めるものに対する当該法人の主たる目的である業務に関連する寄附金（出資に関する業務に充てられることが明らかなもの及び前項各号に規定する寄附金に該当するものを除く。）の額があるときは、当該寄附金の額の合計額（当該合計額が当該事業年度終了の時の資本金の額及び資本準備金の額の合計額若しくは出資金の額又は当該事業年度の所得の金額を基礎として政令で定めるところにより計算した金額を超える場合には、当該計算した金額に相当する金額）は、第一項に規定する寄附金の額の合計額に算入しない。ただし、公益法人等が支出した寄附金の額については、この限りでない。</p>

5
～
12
〔略〕

(各事業年度の所得に対する法人税の税率)

第六十六条 内国法人である普通法人、一般社団法人等(別表第二に掲げる一般社団法人、一般財団法人及び労働者協同組合並びに公益社団法人及び公益財団法人をいう。次項及び第三項において同じ。)又は人格のない社団等に対して課する各事業年度の所得に対する法人税の額は、各事業年度の所得の金額に百分の二十三・二の税率を乗じて計算した金額とする。

2 前項の場合において、普通法人(通算法人を除く。)若しくは一般社団法人等のうち、各事業年度終了の時に~~いて~~資本金の額若しくは出資金の額が一億円以下であるもの若しくは資本若しくは出資を有しないもの又は人格のない社団等の各事業年度の所得の金額のうち年八百万円以下の金額については、同項の規定にかかわらず、百分の十九の税率による。

3
～
12
〔略〕

別表第二 公益法人等の表(第二条、第三条、第三十七条、第六十六条、附則第十九条の二関係)

名	称	根	拠	法
---	---	---	---	---

5
～
12
〔略〕

(各事業年度の所得に対する法人税の税率)

第六十六条 内国法人である普通法人、一般社団法人等(別表第二に掲げる一般社団法人及び一般財団法人並びに公益社団法人及び公益財団法人をいう。次項及び第三項において同じ。)又は人格のない社団等に対して課する各事業年度の所得に対する法人税の額は、各事業年度の所得の金額に百分の二十三・二の税率を乗じて計算した金額とする。

2 前項の場合において、普通法人(通算法人を除く。)のうち各事業年度終了の時に~~いて~~資本金の額若しくは出資金の額が一億円以下であるもの若しくは資本若しくは出資を有しないもの、~~一般社団法人等~~又は人格のない社団等の各事業年度の所得の金額のうち年八百万円以下の金額については、同項の規定にかかわらず、百分の十九の税率による。

3
～
12
〔略〕

別表第二 公益法人等の表(第二条、第三条、第三十七条、第六十六条、附則第十九条の二関係)

名	称	根	拠	法
---	---	---	---	---

〔略〕	〔略〕
労働者協同組合（労働者協同組合法（令和二年法律第七十八号）第九十四条の三第二号（認定の基準）に規定する特定労働者協同組合に限る。）	労働者協同組合法

別表第三 協同組合等の表（第二条、附則第十九条の二関係）

名 称 〔略〕	根 拠 法 〔略〕
労働者協同組合連合会	労働者協同組合法

〔略〕	〔略〕
-----	-----

別表第三 協同組合等の表（第二条、附則第十九条の二関係）

名 称 〔略〕	根 拠 法 〔略〕
労働者協同組合連合会	労働者協同組合法（令和二年法律第七十八号）

○刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四年法律第

号）〔抄〕（附則第三条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（労働者協同組合法の一部改正）</p> <p>第二百七十三条 労働者協同組合法（令和二年法律第七十八号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第三十五条第四号及び第九十四条の四第一号ハ中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。</p> <p>第三百三十二条の二中「懲役」を「拘禁刑」に改める。</p>	<p>（労働者協同組合法の一部改正）</p> <p>第二百七十三条 労働者協同組合法（令和二年法律第七十八号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第三十五条第四号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。</p> <p>〔新設〕</p>